

昭和の森「太陽の広場トイレ」  
ネーミングライツパートナー募集要項

令和7年2月  
千葉市

## 1 募集の趣旨

市が管理する公園のトイレを有効活用し、トイレに通称名を命名することができる権利を売却し、得られた収入を公園の維持管理費等に充てることを目的とする昭和の森「太陽の広場トイレ」ネーミングライツ事業に賛同していただけるネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

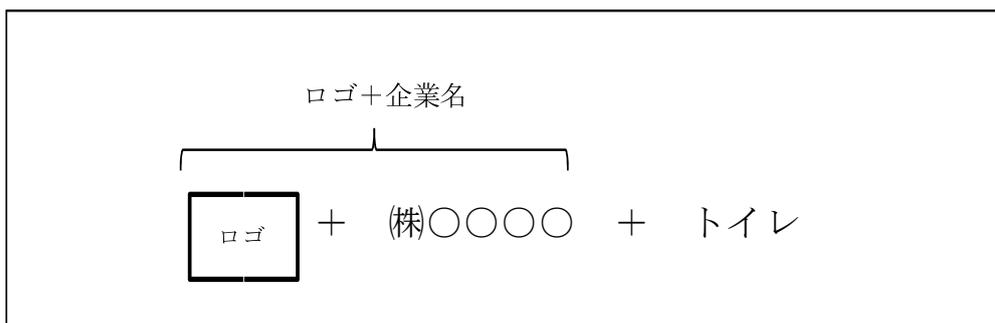
## 2 募集主体

千葉市

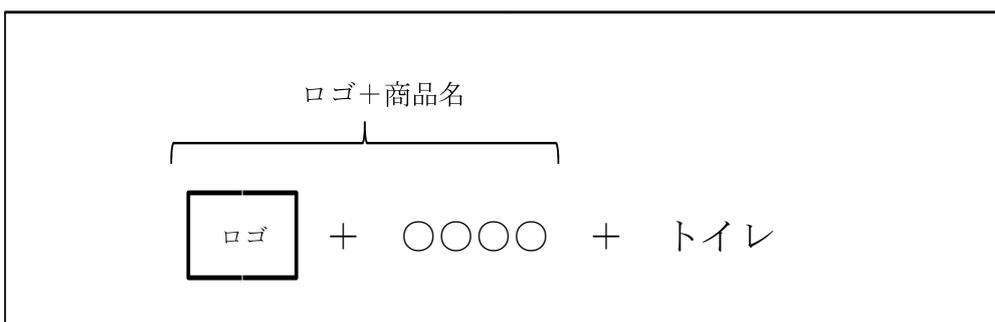
## 3 事業概要

トイレ壁面に、企業名等とトイレ名を合わせた通称名を標示するパートナーを募集します。

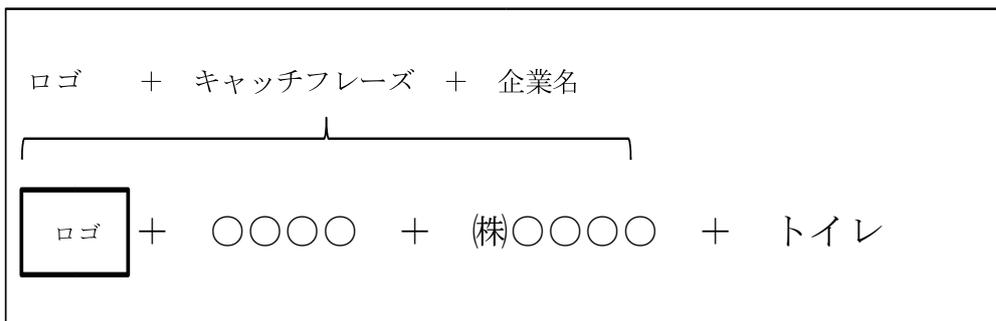
### 【標示のイメージ】例1



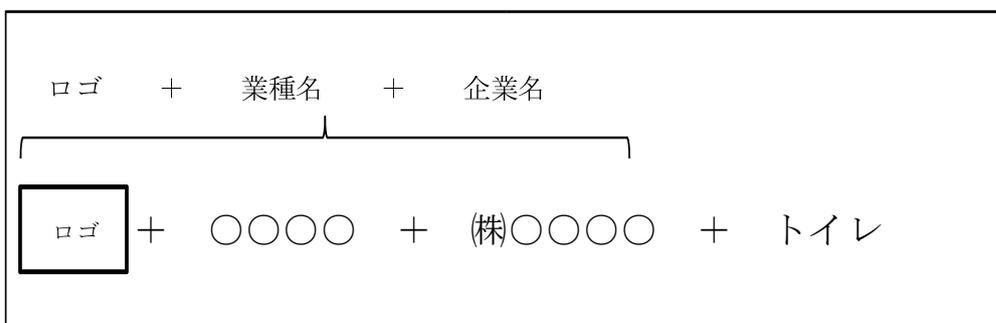
### 【標示のイメージ】例2



【標示のイメージ】例3



【標示のイメージ】例4



4 実施箇所

昭和の森（千葉県緑区土気町2-2）

「太陽の広場トイレ」壁面計2箇所 ※別紙「現況写真」参照

5 募集条件

(1) ネーミングライツ料

年額10万円（消費税及び地方消費税別）以上

(2) 契約期間と通称名使用開始時期

ア 契約期間は5年以上（原則として、期間短縮の協議はできません。）

イ 使用開始時期 令和7年5月（予定）

(3) 通称名の規格等

ア 標示する通称名は、「千葉県広告掲載要綱」及び「千葉県広告掲載基準」を満たすものとします。

イ 通称名は、企業名、商品名、キャッチフレーズ、業種名（ロゴマークも可）を含む日本語及び英語アルファベット（ロゴマークについては原則、商標登録されたもの）とします。

ウ 標示可能箇所は、トイレの壁面部分とし、正面及び裏面各1箇所までとします。

- エ 通称名の大きさは1文字30cm角以下とし、標示可能面積は、1箇所につき2.5㎡以下とします。
- オ ロゴマークの大きさは、2文字（縦30cm、横60cm）までの大きさとし、ます。
- カ 標示方法は、トイレの壁面に標示するものとし、原状回復可能な方法とします。具体的な方法等については、市と協議して決定するものとします。
- キ 色彩について、背景色は落ち着いたある色彩、透明または設置面と同色を基本とします。
- ク その他、千葉県屋外広告物条例施行規則別表第2を満たすものとします。

#### ケ 留意事項

- ・トイレは現状有姿で、標示可能な範囲に通称名を標示してください。
- ・トイレの構造、形状等及び既存の設備、案内標識等の設置状況によっては、面積を確保できない場合がありますので、応募にあたっては、必ず現地確認をしてください。
- ・提案された通称名（ロゴマークの形状、文字形態、文字色等を含む。）や表示位置等については、公園の景観等を考慮して、「昭和の森「太陽の広場トイレ」命名権審査会（以下「審査会」という。）」の意見により変更する場合があります。
- ・市民や公園利用者の混乱を防止するため、決定した通称名（ロゴ含む）は、契約期間中に変更することはできません。

#### （4）通称名の標示及び撤去

- ア 通称名の標示及び撤去（原状回復）は、パートナーに施工していただきます。
- イ 施工費用及び契約期間中の標示箇所の維持管理費用は、すべてパートナーの負担とします。

#### 6 応募資格

次の条件を満たす法人およびその他の団体を対象とします。

- （1）事業の趣旨に賛同し、パートナーとなることを希望するとともに、公共施設のパートナー企業にふさわしい法人およびその他の団体
- （2）「千葉県広告掲載要綱」及び「千葉県広告掲載基準」を満たす法人およびその他の団体
- （3）市税等の未納がないこと。
- （4）ひとつの通称名標示であれば、複数企業合同での申込を可とします。（複数企業の名称が入った標示は不可となります。）この場合、必ず代表企業を定めることとし、応募申込書に、代表企業がわかるよう記載願います。

※千葉市広告掲載基準の抜粋

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (12) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

7 選定方法等

(1) 選定方法

審査会により、優先交渉権者を選定します。

(2) 選定基準

ネーミングライツ料、契約期間や通称名案に関する提案の内容、千葉市広告掲載基準との整合性等について、以下の基準をもとに選定します。

審査項目	配点
ネーミングライツ料（年額）	60点
契約期間	20点
通称名案の標示イメージ	20点

(3) 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された優先交渉権者を市のホームページ等で発表します。

(4) 募集期間 令和7年2月26日(水)～令和7年3月19日(水)

(5) 申込方法

別紙「昭和の森「太陽の広場トイレ」ネーミングライツパートナー応募申込書」、「誓約書」及び「調査同意書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、「8 申込先・問合せ先」に、持参又は郵送(令和7年3月19日必着)で提出してください。

8 申込先・問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟4階

千葉市都市局公園緑地部公園管理課 管理班

TEL 043-245-5780

E-mail [kanri.URP@city.chiba.lg.jp](mailto:kanri.URP@city.chiba.lg.jp)